

会費に関する規程

制 定	平成 6年12月14日
一部改正	平成 8年 3月28日
一部改正	平成30年 6月19日
一部改正	令和 元年 5月31日

兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約第5条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

(会 費)

第1条 会員の会費は、年額とし、次のとおりとする。

- | | |
|--|----------|
| (1) 正会員のうちA会員 | 10,000円 |
| (2) 正会員のうちB会員 | |
| ① 兵庫県 | 100,000円 |
| ② 市及び町 | 10,000円 |
| ③ 関係団体（公益法人、一部事務組合を含む。） | 10,000円 |
| なお、理事会が認めた場合は、会費を免除し、又は、会員となるべき者で構成する団体が、それらの者にかわって会費を一括する場合の会費を別に定めることができる。 | |
| (3) 賛助会員 | 10,000円 |

(臨時会費)

第2条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入期日)

第3条 推進協議会の会費は、毎年7月末日までに納入しなければならない。

- 2 年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、もしくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成6年12月14日から施行する。
- 2 推進協議会の設立当初における入会者は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成6年度の会費を平成7年3月31日までに納入するものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成8年3月28日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、令和元年5月31日から施行する。